

平成27年11月16日	資料
第16回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

共通指標(案)の検討について

共通指標(案)の検討について

【基本的な考え方】

- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険者の責務等を踏まえ、保険者共通の指標は、加入者の健康増進等による高齢者の医療費の適正化に向けた保険者の取組を促すためのものとしていくことが必要であると考えられる。

高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

第4条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

第5条 保険者は、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

- また、実際の指標の当てはめにおいては、保険者種別ごとに異なる制度の特徴や加入者の年齢構成等を踏まえる必要があると考えられる。

【論点】

- 次ページからの共通指標(案)では、高齢者の医療費の適正化に向けた保険者の取組を促すためのものであることを踏まえつつ、今後の保険者種別ごとの指標の検討にも参考となるよう、やや幅広く列記しているので、そのような前提で、どのような共通指標が適切か、ご議論いただきたい。
- その際、保険者種別ごとの違いを踏まえ、本検討会においては、大枠としての共通的な指標の検討に止め、より具体的な指標案については、それぞれの保険者種別ごとに検討を行ってはどうか。(なお、その際には、現在の保険者の取組を踏まえることはもとより、データに基づく医療費の分析結果を踏まえて今後の医療費適正化計画において位置付けられる都道府県の取組に関する指標も踏まえる必要がある。)
- また、当面は取組の実施状況に着目した指標(いわゆるアウトプット指標)を中心とし、平成30年度以降は、データヘルスの実施状況を踏まえつつ、取組の成果に着目した指標(加入者の健康状態の改善等のいわゆるアウトカム指標)としていくことが考えられるかどうか。(※ただし、アウトプット指標についても、単に事業の実施の有無だけでなく、可能な限り、数値等の客観的に取組状況が測れる指標が望ましいと考えられる。)

共通指標(案)

①-1 予防・健康づくりに係る指標(特定健診・保健指導関連)

【指標案①】特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

○現在、指標としている**特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率**については、依然としてその向上を図る必要があることから、引き続き、指標として位置付けていくことが考えられる。

・評価方法の例：特定健診・保健指導の実施率の水準・伸び率、メタボ該当者等の減少率

【指標案②】特定健診・特定保健指導の実施率向上のための取組の実施状況

○上記に代えて、特定健診・保健指導の実施率の向上を図るため、**健診未受診者・保健指導未利用者に対する受診勧奨等の取組**について、指標として位置付けていくことが考えられる。(ただし、その際、実効性のある取組を行う保険者を評価する方法について検討を深める必要がある。)

※後期高齢者は、特定健診・保健指導の実施は制度上位置付けられていないため、別途の検討が必要

①-2 予防・健康づくりに係る指標(その他の保健事業の実施)

【指標案③】特定健診に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

○例えば**がん検診や歯科健診など**、重篤な疾患の早期発見・早期治療や、予防可能な疾患への早期対応に資する検(健)診の実施や、**健診結果等に基づく受診勧奨や精密検査の必要な者に対する働きかけ、歯科のリスク保有者への保健指導等の取組**の実施など、高齢期の医療費の適正化にも資すると考えられるものについては、その実施状況を指標として位置付けていくことが考えられる。

・評価方法の例：検(健)診対象者に対する実施率、受診勧奨した対象者の受診割合 等

共通指標(案)

①-2 予防・健康づくりに係る指標(その他保健事業の実施)

【指標案④】広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- ICT等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うことや、ヘルスケアポイント等による予防・健康づくりへのインセンティブ付与の取組など、個人の健康な行動の習慣化により、特定健診・保健指導の実施率の向上や高齢期の健康の保持増進に資することで、生活習慣病を中心とした医療費の適正化に資すると考えられるものについては、指標として位置付けていくことが考えられる。(ただし、その際、実効性のある取組を行う保険者を評価する方法について検討を深める必要がある。)

【指標案⑤】糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 糖尿病等の治療中断者への働きかけや、治療中の加入者に対して医療機関等と連携して重症化を予防するための保健指導等を実施する取組など、生活習慣病等の重症化を予防することで、高齢期の医療費の適正化に資すると考えられるものについては、指標として位置付けていくことが考えられる。
 - ・評価内容の例:重症化予防の対象者に対する取組の実施割合、重症化予防の取組を実施した者のうちの新規の人工透析者数 等

①-3 予防・健康づくりに係る指標(データヘルスの推進)

【指標案⑥】データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施

- データヘルス計画を策定し、加入者の健康課題を踏まえ、PDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルにより事業を実施することは、前述までの取組の効果的・効率的な実施に資すると考えられることから、指標として位置付けていくことが考えられる。
 - ※ただし、前述のとおり、データヘルスの取組は平成30年度から本格実施していく予定であり、現状は、それに向けて、例えば計画の一定の標準化など、更なる精度向上を図っていくことが必要であると考えられるため、直ちに評価指標として位置付けていくことは難しいのではないかと。

共通指標(案)

② 医療の効率的な提供への働きかけに係る指標

【指標案⑦】加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

○地域の医療関係者等との連携の下、重複頻回受診者、重複服薬・多剤投与と思われる者への訪問指導の実施や、訪問による残薬確認・指導などを通じて、重複頻回受診者や重複服薬・多剤投与と思われる者の減少につながり、高齢期の医療費の適正化に資すると考えられるものについては、指標として位置付けていくことが考えられる。

・評価方法の例：重複頻回受診者、重複服薬者等の減少率

※重複頻回受診や重複服薬・多剤投与等は、主として高齢期の加入者に多く見られる課題と考えられる。

【指標案⑧】後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

○後発医薬品差額通知の実施や後発医薬品の希望カードの配付など、実施により加入者の後発医薬品の使用を定着・習慣化させ、その後の後発医薬品の継続使用に資するものであって、高齢期の医療費の適正化に資すると考えられるものについては、指標として位置付けていくことが考えられる。

・評価方法の例：加入者に対する取組の実施割合、後発医薬品の使用割合・伸び率 等

今後の進め方

第2回 ・保険者共通のインセンティブ指標の案と考え方について①

第3回 ・保険者共通のインセンティブ指標の案と考え方について②

※ この間、本検討会での議論を踏まえ、それぞれの保険者種別ごとの検討の場において、それぞれの制度に適用する具体的な基準等について検討

※ 適宜、保険者種別毎の検討状況に応じ、本検討会に中間的な報告

今年度内目途 保険者種別毎の検討状況の報告